

平成28年度まちなか再生支援事業（補助金）事業概要

1. 事業の概要

『まちなか再生支援事業（補助金）』とは、市町村がまちなか再生に取り組もうとする際の課題への対応について、実務的なノウハウを有する外部人材の活用により対応策を講じるため、必要な経費の一部に対して助成するものです。

本事業では、まちなか再生に関する具体的・実務的ノウハウを有する専門家に、市町村が業務の委託等をする費用の一部を補助することにより、市町村のまちなか再生をサポートします。

<まちなか^(※)再生とは>

「まちなか再生」とは、まちなかの急速な衰退に伴う都市機能の低下及び地域活力の減退、まちなかの抱える様々な課題に対し、まちなか空間の維持保全・環境改善・施設整備、地域資源のプロモーション、それらの担い手たるコミュニティの再生、人材の育成、組織の設立等を行うことにより、まちなか空間における生活及び交流拠点としての機能の維持・拡大を図ることを指す。

<まちなかの抱える課題>

- 居住者や来訪者の減少
- 空き家・空き店舗の増加
- 生活に必要な各種機能の衰退
- 商店街等の将来の担い手不足
- 新しい開発と旧市街地の分離
…など

<課題解決に向けた取組>

- まちなか空間の維持保全・環境改善・施設整備
- 地域資源のプロモーション
- まちなか再生の担い手たるコミュニティの再生、
人材の育成、組織の設立…など

生活及び交流
拠点としての機能
の維持・拡大
↑

※補助対象とする「まちなか」とは、市町村において、一定程度の定住人口が集積し、生活に必要な各種機能を有する区域であり、市町村が生活及び交流拠点として重点的に整備を図ることが相当であると認める区域を指す。

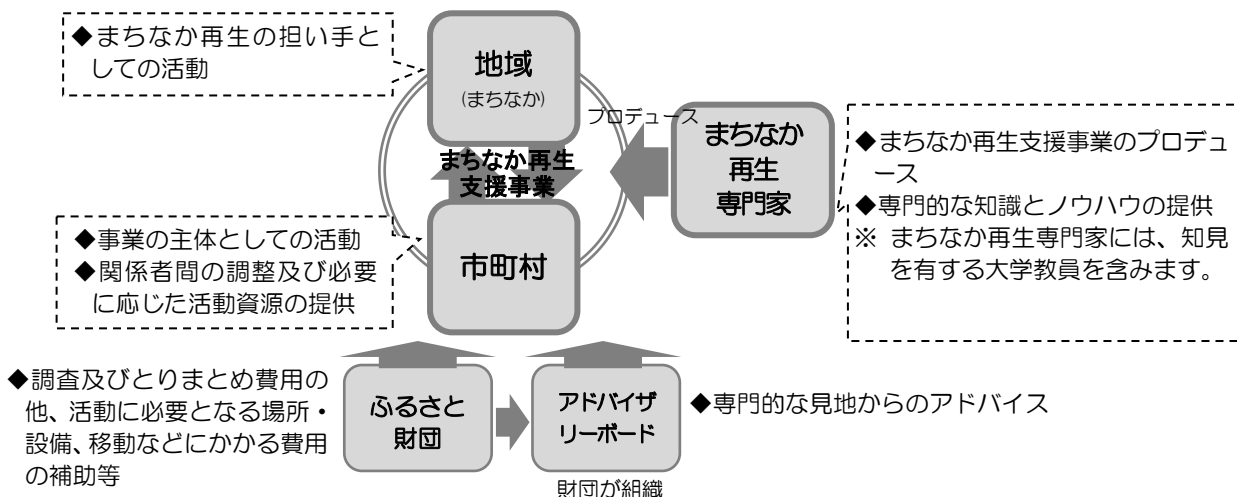
2. 事業の詳細

まちなか再生に取り組む市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、具体的・実務的ノウハウを有する専門家に業務の委託等をする費用の一部を補助することにより、まちなか再生に関し民間能力を活用して居住機能・都市機能等総合的な側面から促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりに寄与することを目的とした事業です。

<事業イメージ>

具体的・実務的ノウハウを有するまちなか再生専門家のプロデュースにより、まちなか再生の取組を推進

まちなか再生支援事業に取り組む市町村に対して、具体的・実務的ノウハウを有するまちなか再生専門家に業務の委託等をする費用の一部を補助することにより、まちなか再生を居住機能・商業機能等総合的な側面から促進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与することを目的とするもの。



＜補助事業の概要＞

補助内容	(1) 補助対象業務を行う市町村への契約費用に対する補助 (2) 補助金の交付を受ける市町村が実施するまちなか再生支援事業に対する助言
補助対象事業の概要	市町村がまちなか再生専門家の具体的・実務的ノウハウを活用してまちなか再生に取り組む事業
事業概念図	
まちなか再生プロデューサー	次に掲げるいずれかの者とする。 (1) 市町村から委託されたまちなか再生支援事業の業務を、責任を持って遂行し、まちなか再生支援事業全体の総合的な企画、調整、統合等を行う者 (2) まちなか再生専門家チームに属するまちなか再生専門家のうち、当該チームの中心となる専門家 (3) 連携する大学の教員
契約の相手方	まちなか再生プロデューサー（当該専門家が所属する法人又は大学を含む。ただし、当該専門家が大学教員の場合は、原則大学とする。）

(※)「まちなか再生専門家」とは、まちなか再生について、具体的かつ実務的ノウハウ等を有する専門家（当該専門家が所属する法人を含む。）をいう。

＜公募概要＞

補助対象者	市町村
補助対象業務	(1) 市町村が、まちなか再生支援事業の推進を目的として、まちなか再生プロデューサー等と業務の委託等契約を締結するものであること。 (2) まちなか再生の観点から、事業実施に係る実質的成果が期待できるものであること。 (3) 市町村とまちなか再生専門家チームとの連携を円滑に行う体制の整備等、効果的に事業が実施されるような仕組みを有するものであること。 (4) 市町村が、継続的なまちなか再生を推進するために行うものであること。 (5) 他の市町村におけるまちなか再生のモデルとなり得るものであること。 (6) 補助対象業務に係る補助金等を国、独立行政法人又は他の公益法人から受けないものであること。 (7) 補助対象業務の目的や内容が「地方創生」に資するものであること。
補助対象件数	4件程度
公募期間	申請締切 平成28年2月12日(金)(財団必着)
補助内容	【補助金】1事業当たり700万円以内 【補助率】補助対象経費の2/3以内 【補助対象経費】まちなか再生プロデューサー(当該専門家が所属する法人又は大学を含む。ただし、当該人が大学教員の場合は、原則大学とする。)との契約金額の総額
問合せ先	(一財)地域総合整備財団＜ふるさと財団＞ 開発振興部開発振興課 担当:田中、高野 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-8-1麹町クリスタルシティ東館12階 【TEL】03-3263-5758 【FAX】03-3263-7423 【E-mail】 yasuyoshi.tanaka@furusato-zaidan.or.jp 【URL】 http://www.furusato-zaidan.or.jp/